

[事案 2022-25] 新契約無効等請求

・令和4年11月15日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年8月に契約した終身保険について、65歳の保険料払込満了後に死亡保険金が1/5に減額されるとの説明はなく、終身で同額の死亡保険金額が続くと誤信して申込みをしたため、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。それが認められない場合には、保険料の最終支払月である令和3年6月に遡って本契約を終了させ、解約返戻金相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできないものの、本苦情の申出時点である令和3年7月に遡っての解約手続には応じることができる。

- (1)募集人が説明に使用した設計書には、保険料払込期間満了後に、死亡保険金額が1/5になることが分かりやすく図示されている。
- (2)契約申込書に、保険料払込期間満了前後の死亡保険金額がそれぞれ記載されており、申立人は自署・捺印をしている。
- (3)契約後に送付した保険証券にも、保険料払込期間満了前後の死亡保険金額が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められないものの、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。